

指定通所リハビリテーション及び指定介護予防通所リハビリテーション

重要事項説明書

(目的)

第1条 介護老人保健施設ろうけん西諫早（以下「当施設」といいます。）は、要支援状態及び要介護状態と認定された利用者（以下単に「利用者」といいます。）に対し、介護保険法令の趣旨に従って、利用者が可能な限り自宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるように、一定の期間、指定通所リハビリテーション及び指定介護予防通所リハビリテーションを提供し、一方、利用者、利用者の身元引受人及び連帯保証人は、当施設に対し、そのサービスに対する料金を支払うことについて取り決めることを、本重要事項説明書の目的とします。

(適用期間)

第2条 本重要事項説明書は、利用者が介護老人保健施設ろうけん西諫早指定通所リハビリテーション及び指定介護予防通所リハビリテーション利用同意書を当施設に提出したのち、令和6年6月1日以降から効力を有します。但し、利用者の身元引受人及び連帯保証人に変更があった場合は、新たな身元引受人及び連帯保証人の同意を得ることとします。

2 利用者は、第5条又は第6条による解除がない限り、初回利用時の同意書提出をもって、繰り返し当施設の指定通所リハビリテーション及び指定介護予防通所リハビリテーションを利用することができるものとします。但し、本重要事項説明書、別紙1、別紙2又は別紙3（本項において「本重要事項説明書等」といいます。）の改定が行われた場合は新たな本重要事項説明書等に基づく同意書を提出していただきます。

(身元引受人)

第3条 利用者は、次の各号の要件を満たす身元引受人を立てます。但し、利用者が身元引受人を立てることができない相当の理由がある場合を除きます。

- ① 行為能力者（民法第20条第1項に定める行為能力者をいいます。以下同じ。）であること。
 - ② 弁済をする資力を有すること。
- 2 身元引受人は、利用者が本重要事項説明書上当施設に対して負担する一切の債務を極度額50万円の範囲内で、利用者と共に連帯して支払う責任を負います。
- 3 身元引受人は、前項の責任のほか、次の各号の責任を負います。
- ① 利用者が疾病等により医療機関に入院する場合、入院手続が円滑に進行するように協力すること。
 - ② 通所利用が解除若しくは終了した場合の残置物の引取等の処置、又は利用者が死亡した場合の遺体の引取をすること。但し、遺体の引取について、身元引受人と別に祭祀主宰者がいる場合、当施設は祭祀主催者に引取っていただくことができる。
- 4 身元引受人が第1項各号の要件を満たさない場合、又は当施設、当施設の職員若しくは他の入所者等に対して、窃盗、暴行、暴言、誹謗中傷その他の背信行為又は反社会的行為を行った場合、当施設は、利用者及び身元引受人に対し、相当期間内にその身元引受人に代わる新たな身元引受人を立てることを求めることができます。但し、第1項但書の場合はこの限りではありません。
- 5 身元引受人の請求があったときは、当施設は身元引受人に対し、当施設に対する利用料金の未払い、これに対する利息及び賠償すべき損害の有無並びにこれらの残額及び支払期が到来しているものの額に関する情報を提供します。

(連帯保証人)

第4条 連帯保証人は第3条の第1項①及び②及び第5項の規定に準用します。

- 2 連帯保証人は利用者が本重要事項説明書上当施設に対して負担する一切の債務を極度額50万円の範囲内で、利用者及び身元引受人と連帯して支払う責任を負います。

(利用者からの解除)

第5条 利用者は、当施設に対し、利用中止の意思表示をすることにより、利用者の居宅サービス計画及び介護予防サービス計画にかかわらず、本重要事項説明書に基づく指定通所リハビリテーション及び指定介護予防通所リハビリテーション利用を解除することができます。なお、この場合利用者及び身元引受人は、速やかに当施設及び利用者の居宅サービス計画及び介護予防サービス計画作成者に連絡するものとします。(本条第2項の場合も同様とします。)

- 2 身元引受人も前項と同様に通所利用を解除することができます。但し、利用者の利益に反する場合は、この限りではありません。
- 3 利用者又は身元引受人が正当な理由なく、指定通所リハビリテーション及び指定介護予防通所リハビリテーション実施時間中に利用中止を申し出た場合については、原則、基本料金及びその他ご利用いただいた費用を当施設にお支払いいただきます。

(当施設からの解除)

第6条 当施設は、利用者及び身元引受人に対し、次に掲げる場合には、本重要事項説明書に基づく指定通所リハビリテーション及び指定介護予防通所リハビリテーションサービスの利用を解除することができます。

- ① 利用者が要介護認定において自立と認定された場合。
- ② 利用者の居宅サービス計画及び介護予防サービス計画で定められた利用時間数を超える場合。
- ③ 利用者及び身元引受人及び連帯保証人が、本重要事項説明書に定める利用料金を3か月分以上滞納しその支払いを督促したにもかかわらず10日間以内に支払われない場合。
- ④ 利用者の病状、心身状態等が著しく悪化し、当施設での適切な指定通所リハビリテーション及び指定介護予防通所リハビリテーションサービスの提供を超えると判断された場合。
- ⑤ 利用者が、当施設、当施設の職員又は他の利用者等に対して、窃盗、暴行、暴言、誹謗中傷その他の利用継続が困難となる程度の背信行為又は反社会的行為を行った場合。
- ⑥ 第3条第4項の規定に基づき、当施設が新たな身元引受人を立てることを求めたにもかかわらず、新たな身元引受人を立てない場合。但し、利用者が新たな身元引受人を立てることができない相当の理由がある場合を除く。
- ⑦ 天災、災害、施設・設備の故障、その他やむを得ない理由により利用させることができない場合。

(利用料金)

第7条 利用者及び身元引受人及び連帯保証人は、連帯して、当施設に対し、本重要事項説明書に基づく指定通所リハビリテーション及び指定介護予防通所リハビリテーションサービスの対価として、別紙2の利用単位ごとの料金をもとに計算された月ごとの合計額及び利用者が個別に利用したサービスの提供に伴い必要となる額の合計額を支払う義務があります。但し、当施設は、利用者の経済状態等に変動があった場合、上記利用料金を変更することがあります。

- 2 当施設は、利用者、身元引受人又は利用者若しくは身元引受人が指定する者に対し、前月料金の合計額の請求書及び明細書を、毎月10日以降に発行し、所定の方法により交付します。利用者及び身元引受人は、連帯して、当施設に対し、当該合計額をその月の末日までに支払うものとし、なお、支払いの方法は別途話し合いの上、双方合意した方法によります。
- 3 当施設は、利用者又は身元引受人又は利用者若しくは身元引受人が指定する者から、第1項に定める利用料金の支払いを受けたときは、利用者、身元引受人又は利用者若しくは身元引受人が指定する者に対して、領収書を所定の方法により交付します。

(記録)

- 第8条 当施設は、利用者の指定通所リハビリテーション及び指定介護予防通所リハビリテーションサービスの提供に関する記録を作成し、その記録を利用終了後2年間保管します。(診療録については、5年間保管します。)
- 2 当施設は、利用者が前項の記録の閲覧、謄写を求めたときは、原則として、必要な実費を徴収のうえ、これに応じます。
 - 3 当施設は、身元引受人が第1項の記録の閲覧、謄本を求めたときは、閲覧、謄写を必要とする事情を確認して当施設が必要と認める場合に限り、必要な実費を徴収のうえ、これに応じます。但し、利用者が身元引受人に対する閲覧、謄写に反対する意思表示した場合その他利用者の利益に反するおそれがあると当施設が認める場合は、閲覧、謄写に応じないことができます。
 - 4 前項は、当施設が身元引受人に対して連帯保証債務の履行を請求するため必要な場合は適用されません。
 - 5 当施設は、利用者及び身元引受人以外の親族が第1項の記録の閲覧、謄写を求めたときは、利用者の承諾がある場合に限り、必要な実費を徴収のうえ、これに応じます。但し、利用者の利益に反するおそれがあると当施設が認める場合は、閲覧、謄写に応じないことができます。

(身体拘束等)

- 第9条 当施設は、原則として利用者に対し身体拘束を行いません。但し、自傷他害の恐れがある等緊急やむを得ない場合は、施設管理者又は施設長が判断し、身体拘束その他利用者の行動を制限する行為を行うことがあります。この場合には、当施設の医師がその様態及び時間、その際の利用者の心身の状況、緊急やむを得なかった理由を診療録に記載することとします。

(虐待の防止等)

- 第10条 当施設は、利用者の人権の擁護、虐待の発生又はその再発を防止するため、以下に掲げる事項を実施します。
- (1) 虐待防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)を定期的で開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図ります。
 - (2) 虐待防止のための指針を整備します。
 - (3) 従業者に対し虐待を防止するための定期的な研修を実施します。
 - (4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を配置します。

(褥瘡対策等)

第 11 条 当施設は、利用者に対し良質なサービスを提供する取り組みのひとつとして、褥瘡が発生しないような適切な介護に努めるとともに、褥瘡対策指針を定め、その発生を防止するための体制を整備します。

(秘密の保持及び個人情報の保護)

第 12 条 当施設とその職員は、当法人の個人情報保護方針に基づき、業務上知り得た利用者、身元引受人又は利用者若しくは身元引受人の親族に関する個人情報の利用目的を別紙 4 のとおり定め、適切に取り扱います。また正当な理由なく第三者に漏らしません。但し、例外として次の各号については、法令上、介護関係事業者が行うべき義務として明記されていることから、情報提供を行なうこととします。

- ① サービス提供困難時の事業者間の連絡、紹介等。
- ② 居宅介護支援事業所（地域包括支援センター[介護予防支援事業所]）等との連携。
- ③ 利用者が偽りその他不正な行為によって保険給付を受けている場合等の市町村への通知。
- ④ 利用者に病状の急変が生じた場合等の主治の医師への連絡等。
- ⑤ 生命・身体の保護のため必要な場合。（災害時において安否確認情報を行政に提供する場合等）。

2 前項に掲げる事項は、利用終了後も同様の取扱いとします。

(緊急時の対応)

第 13 条 当施設は、利用者に対し、施設医師の医学的判断により対診が必要と認める場合、協力医療機関の診療を依頼することがあります。

2 前項のほか、通所利用中に利用者の心身の状態が急変した場合、当施設は、利用者、身元引受人又は利用者若しくは身元引受人が指定する者に対し、緊急に連絡します。

(事故発生時の対応)

第 14 条 当施設は、安全かつ適切に、質の高い介護・医療サービスを提供するために、事故発生の防止の為の指針を定め、介護・医療事故を防止するための体制を整備します。また、サービス提供等により事故が発生した場合、当施設は、利用者に対し必要な措置を講じます。

2 施設医師の医学的判断により、専門的な医学的対応が必要と判断した場合、協力医療機関又は他の専門的機関での診療を依頼します。

3 前 2 項のほか、当施設は利用者の身元引受人又は利用者若しくは身元引受人が指定する者及び保険者の指定する行政機関に対して速やかに連絡します。

(業務継続計画の策定等)

第 15 条 当施設は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定通所リハビリテーション及び指定介護予防通所リハビリテーションの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」といいます。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じます。

2 当施設は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的の実施します。

3 当施設は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行います。

(要望又は苦情等の申出)

第 16 条 利用者、身元引受人又は利用者の親族は、当施設の提供する指定通所リハビリテーション及び指定介護予防通所リハビリテーションに対しての要望又は苦情等について、担当支援相談員に申し出ることができます。

(電話番号：0957-25-2266) 担当者：荒木 千明

又、備付けの用紙、管理者宛ての文書で所定の場所に設置する「ご意見箱」に投函して申し出ることができます。意見箱は、毎週月曜日に、事務長が確認致します。

お寄せ頂いたご意見は、施設内に掲示しております手順に従い、検討いたします。基本的に月に1回開催しております苦情処理委員会に報告致します。回答方法として、直接申し出られた方へは、直接回答致します。記名での文章投函は、ご本人様に直接回答致します。無記名でのご意見等に関しましては、会議室前の掲示板にて対応・解決策をご報告致します。また、記名があってもご本人様承諾の上か無記名にして掲示する場合がございます。また、早急に回答を必要とする案件に関しましては、臨時の委員会等で解決策を協議致します。直接回答及び掲示での回答をし、解決策をご提案し、早期解決を図ります。全ての最終判断・決定につきましては、委員長判断とします。

審議した内容については、支援相談員にて記録し、法人のリスクマネジメント委員会に報告致します。

(賠償責任)

第 17 条 指定通所リハビリテーション及び指定予防通所リハビリテーションの提供に伴って当施設の責に帰すべき事由によって、利用者が損害を被った場合、当施設は、利用者に対して、損害を賠償するものとします。

2 利用者の責に帰すべき事由によって、当施設が損害を被った場合、利用者及び身元引受人は、連帯して、当施設に対して、その損害を賠償するものとします。

(利用契約に定めのない事項)

第 18 条 この重要事項説明書に定められていない事項は、介護保険法令その他諸法令に定めるところにより、利用者又は身元引受人と当施設が誠意をもって協議して定めることとします。

<別紙1>

介護老人保健施設 ろうけん西諫早

通所リハビリテーションのご案内

(令和6年6月1日現在)

1. 施設の概要

(施設の名称及び所在地等)

- (1) 施設名 介護老人保健施設ろうけん西諫早
- (2) 開設年月日 平成5年6月3日
- (3) 所在地 長崎県諫早市貝津町3015
- (4) 電話番号 0957-25-2266 FAX 番号0957-27-1650
- (5) 管理者名 千葉 まさこ
- (6) 介護保険指定番号 介護老人保健施設(4250480003号)

(事業の目的)

指定通所リハビリテーション及び指定介護予防通所リハビリテーションは、要介護状態及び要支援状態と認定された利用者（以下単に「利用者」という。）に対し、介護保険法令の趣旨に従って、生活機能の維持又は向上を目指し通所リハビリテーション計画を立て実施し、利用者の心身の機能の維持回復を図ることを目的とします。

(運営の方針)

当施設では、指定通所リハビリテーション及び指定介護予防通所リハビリテーション計画に基づいて、理学療法、作業療法及び言語療法その他必要なりハビリテーションを行い、利用者の心身の機能の維持回復を図り、利用者が1日でも長く居宅での生活を維持できるよう在宅ケアの支援に努めます。

- (2) 当施設では、利用者の意思及び人格を尊重し、自傷他害の恐れがある等緊急やむを得ない場合以外、原則として利用者に対し身体拘束を行いません。
- (3) 当施設は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等の為、必要な体制の整備を行うとともに、従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じるものとします。
- (4) 当施設では、介護老人保健施設が地域の中核施設となるべく、居宅介護支援事業者、その他保健医療福祉サービス提供者及び関係市区町村と綿密な連携をはかり、利用者が地域において統合的サービス提供を受けることができるよう努めます。
- (5) 当施設では、明るく家庭的雰囲気重視し、利用者が「にこやか」で「個性豊かに」過ごすことができるようサービス提供に努めます。
- (6) サービス提供にあたっては、懇切丁寧を旨とし、利用者又はその家族に対して療養上必要な事項について、理解しやすいように指導又は説明を行うとともに利用者の同意を得て実施するよう努めます。
- (7) 利用者の個人情報の保護は、個人情報保護法に基づく厚生労働省のガイドラインに則り、当施設が得た利用者の個人情報については、当施設での介護サービスの提供にかかるとしての利用は原則的に行わないものとし、外部への情報提供については、必要に応じて利用者又は身元引受人の了解を得ます。
- (8) 通所リハビリテーションの提供にあたっては、介護保険法第118条の2第1項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めます。

(施設の職員体制)

管理者

介護老人保健施設に携わる従業者の総括管理、指導を行います。

医師

利用者の病状及び心身の状況に応じて、日常的な医学的対応を行います。

看護職員

医師の指示に基づき投薬、検温、血圧測定等の医療行為を行う他、利用者の施設サービス計画及び通所リハビリテーション（介護予防通所リハビリテーション）計画に基づく看護を行います。

介護職員

利用者の施設サービス計画及び通所リハビリテーション（介護予防通所リハビリテーション）計画に基づく介護を行います。

支援相談員

利用者及びその家族からの相談に適切に応じるとともに、レクリエーション等の計画、指導を行い、市町村との連携をはかるほか、ボランティアの指導を行います。

理学療法士・作業療法士・言語聴覚士

医師や看護師等と共同してリハビリテーション実施計画書を作成するとともにリハビリテーションの実施に際し指導を行います。

管理栄養士

利用者の栄養管理、栄養ケア・マネジメント等の栄養状態の管理・食事相談を行います。

調理員

調理を行います。

事務員

必要な事務請求を行います。

(営業日及び営業時間)

- (1) 日曜日、年末年始（12/31, 1/1, 1/2, 1/3）を除く、毎週月曜日から土曜日までの6日間を営業日とします。但し、当施設の都合にて平日休業した場合、代替えて日曜日に営業する場合があります。
- (2) 営業日の午前8時00分から午後5時30分までを営業時間とします。
営業日の午前9時45分から午後4時15分までをサービス提供時間とします。

(利用定員)

40人

2. サービス内容

- (1) 指定通所リハビリテーション及び指定介護予防通所リハビリテーション計画の立案
- (2) 居宅と事業所間の送迎
- (3) 食事の提供
- (4) 個別リハビリテーション
- (5) 時間延長サービス
通所リハビリテーション（介護予防通所リハビリテーション）指定事業所におけるサービス提供時間が8時間以上の時間延長サービス

3. 通常の送迎の実施地域

諫早市（小長井町を除く） ※詳細は要相談
大村市（今村町、溝陸町、日泊町のみ）

4. 協力医療機関等

当施設では、下記の医療機関に協力をいただき、利用者の状態が急変した場合等には、速やかに対応をお願いするようにしています。

(1) 協力医療機関

- ・ 名称 医療法人 祥仁会 西諫早病院
- ・ 住所 諫早市貝津町3015

(2) 緊急時の連絡先

緊急の場合には、「連絡先一覧」にご記入いただいた連絡先に連絡します。

5. 施設の利用に当たっての留意事項

(1) 食事

施設利用中の食事は、特段の事情がない限り施設の提供する食事をお召し上がりいただきます。食費は保険給付外の利用料と位置付けられています。

(2) 飲酒

施設内での飲酒は禁止となっていますので、ご協力ください。

(3) 禁煙

敷地内禁煙になります。

(4) 火気、危険物の取り扱い

火気、危険物の取り扱いは、ご遠慮ください。

(5) 設備・備品の利用

破損に対しては、弁償して頂く場合があります。

(6) 所持品・備品等の持ち込み

紛失防止のため、持ち物には必ずご記名をお願い致します。

(7) 金銭・貴重品の管理

金銭・貴重品の持ち込みはご遠慮下さい。やむを得ず持ち込む際は自己管理をお願いします。名前のないもの、貴重品の紛失に関して、施設での責任は負いかねます。また、金銭や物の貸し借りについても一切禁止しておりますので、ご協力をお願いします。

(8) 宗教活動

宗教の活動勧誘に関しては、禁止しております。

(9) ペットの持ち込み

利用者の感染予防のためご遠慮下さい。

(10) 利用者の「営利行為、宗教の勧誘、特定の政治活動」は、禁止しております。

(11) 他利用者への迷惑行為は禁止しております。

(12) 職員に対する意図的な暴力行為及びセクハラ（性的いやがらせ）行為を禁止致します。場合によっては利用中止して頂くことがあります。

(13) 指定通所リハビリテーション及び指定介護予防通所リハビリテーション利用時の医療機関での受診は、緊急時以外は出来ませんので、ご了承下さい。

6. 非常災害対策

- ・ 防災設備 スプリンクラー、消火器、消火栓
- ・ 研修
- ・ 防火訓練 年2回
- ・ 地域住民との連携

7. 要望及び苦情等の相談

当施設には支援相談の専門員として支援相談員が勤務していますので、お気軽にご相談ください。(支援相談員：荒木千明)

苦情処理

【苦情処理の窓口・手順】

サービス内容・利用上等での苦情・要望・ご意見に関しては、施設内に掲示してあります「苦情処理委員会」の委員に直接申し出て頂くか、受付階段側に設置してあります用紙に記入され、意見箱へ投函下さい。

意見箱は毎週月曜日に事務長が確認致します。

【処理体制】

お寄せ頂いたご意見は施設内に掲示しております。手順に従い検討致します。

基本的に月1回開催しております、苦情処理委員会にて審議し、回答として受付掲示板に掲示致します。また、記名されている分に関しては、直接回答し改善策をご提案し早期解決を図ります。早急に回答を必要とする案件に関しては、臨時委員会を開催致します。

【その他】

提供するサービスに関して、市町村からの文書の提出・掲示を求め、又は市町村職員からの質問・照会に応じ、利用者からの苦情に関する調査に協力し市町村からの指導又は助言を得た場合、従い、必要な改善に努めます。

サービスに関する、利用者からの苦情に関して、国民健康保険連合会の調査に協力し、指導又は助言を得た場合、従い、必要な改善に努めます。審議した報告・検討内容に関しましては、介護支援専門員にて記録し、法人のリスクマネジメント委員会に報告致します。

【相談窓口】

ろうけん西諫早 苦情処理担当： 支援相談員 荒木 千明
通所リハビリ主任 堤 はるか

電話 (0957) 25-2266 直通 (0957) 25-0222

長崎県国民健康保険連合会 介護保険課 苦情処理係

電話 (095) 826-1599

諫早市役所 介護保険課

電話 (0957) 22-1150

8. その他

当施設についての詳細は、パンフレットを用意してありますので、ご請求ください。

<別紙3>

介護老人保健施設ろうけん西諫早
通所リハビリテーション

承諾書

(令和6年6月1日現在)

- (1) 当施設は、介護保険制度により厚生労働省の施設基準に準拠し、認可された介護老人保健施設です。従いまして、施設基準に基づいて人員及び設備配置がされており、基準を超えるサービス（例えば、利用中1対1の対応など）には限界があり、異常事態の早期発見・早期対応には努めておりますが、常時職員の目の行き届かない場合も起こり得ます事をご留意下さい。
- (2) 高齢者の場合には、
 - (イ) 心疾患、高血圧、糖尿病、肺疾患などの主病や、合併症のある方が多く、急変される可能性（心筋梗塞、脳出血や脳梗塞、肺炎（窒息）など）が十分に考えられます。
 - (ロ) また、身体及び心肺機能の低下、嚥下機能の低下や、認知症により、転倒及び誤嚥事故が起きる（例えば転倒による骨折、頭部外傷、誤嚥性肺炎など）可能性も考えられます。
以上のことにより緊急時は西諫早病院にて救急対応を致しますが、場合によっては、3次救急病院への搬送など予期せぬ事態が発生する可能性があります。また、急変による死亡・突然死等考えられる事をご承知置き下さい。
 - (ハ) (ロ) で述べました通り、嚥下・咀嚼機能低下により、医師・栄養士・ご本人・ご家族に相談の上、食事形態の見直しを行います。誤嚥による窒息が考えられることをご了承下さい。また、献立にてパン食の提供があります。
 - (ニ) 骨粗鬆症による骨折は、くしゃみや腰掛けるだけで転倒や打撲を伴わない骨折が起こりうる事をご了承下さい。
- (3) 感染症につきましては、
 - (イ) インフルエンザにつきましては各自でワクチン予防接種をお願いします。（インフルエンザは、風邪と違い心筋炎、脳症等の合併症により急死する場合があります。）
 - (ロ) レジオネラ菌につきましては、滅菌処置及び、定期検査を実施しております。
 - (ハ) 感染症の集団感染があった場合、突発的に営業を中止することがあります。
- (4) 送迎につきましては、
 - (イ) 交通事情・ご利用者の体調などにより、時間帯が前後すること、ご了承願います。
 - (ロ) 安全運転に努めておりますが、交通事故を起こす可能性はないとは言えません。
 - (ハ) 天候不良時（台風や積雪）は送迎が出来ない、もしくは送迎時間が遅れることが考えられます。
- (5) 離設につきましては職員による発見の努力と共に、場合によりましては、警察へ捜索願を出し、ご家族に連絡いたします。前出（1）の如く、個々の対応には限界があり、離設は起こりうる事態と考えております。捜索・御連絡などご協力をお願い致します。
- (6) 他通所者や職員に対する迷惑行為・傷害行為・盗難行為を禁止致します（アルコール、薬物依存、セクハラ行為を含む）。場合によっては、利用を中止して頂くことがあります。